

平成30年第2回臨時会環境生活委員会会議録

平成30年11月7日
10時31分～10時40分
第3委員会室

出席者氏名

石引 礼穂	委員長	久米原孝子	副委員長
伊藤 悦子	委員	後藤 光秀	委員
鴻巣 義則	委員		

執行部説明者

市長	中山 一生	市民生活部長	芥田 典祥
産業経済部長	宮川 崇	都市整備部長	宮本 孝一
税務課長	渡邊 正一	納税課長	中村 兼次

事務局

主 幹	吉永 健男	主 幹	深沢伸一郎
-----	-------	-----	-------

議 題

議案第3号 平成30年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第4号）の所管事項

石引委員長

それでは、ただいまより環境生活委員会を開会いたします。

本日、ご審議をいただきます案件は理事会において、当委員会に付託されました議案第3号の所管事項の1案件です。

会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは議案の審査に入ります。議案第3号 平成30年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第4号)の所管事項について、執行部から説明願います。

齊田市民生活部長。

齊田市民生活部長

議案第3号 平成30年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第4号)について、ご説明いたします。

それでは、別冊の1ページをお開きください。議案第3号 平成30年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第4号)、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,524万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ248億4,347万5,000円とするものです。

4ページをお開きください。歳出となります。総務費の15諸費、1,160万円を増額する補正であります。

5ページをご覧ください。23番償還金、利子及び割引料の市税過誤納の還付金につきましてでございます。これにつきましては、市税の納付後に税額の更正や、重複納付があった場合に納税義務者に還付することになりますが、今回は、法人市民税の還付額が増加したことに伴い増額補正をいたそうとするものでございます。

説明については、以上でございます。

石引委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

鴻巣委員。

鴻巣委員

金額が大きいけど、一人なの、どういう状況なの、わかれば。

石引委員長

中村納税課長。

中村納税課長

主な要因といたしまして、今部長が申し上げたとおり、法人市民税の還付が主な要因でございまして、結論から申し上げまして、複数の法人におきまして、多額の還付が発生したということございまして、その理由につきましては、あくまでも想定ということになりますけれども、おそらく事業収益が減少したことに伴いまして、前納していただいた納税額と、事前の確定申告で確定した税額に差が生じたということで還付が発生したということです。

石引委員長

鴻巣委員。

鴻巣委員

例えば、個人は何パーセントくらい入ってるの。

石引委員長
渡邊税務課長。

渡邊税務課長

税の更正ということで、過年度分の還付が生じたということですので、確定申告なり何なりというものが提出されまして、市町村に着きまして、それで市民税の更正をいたします。それによって、還付が発生いたします。粗方、個人につきましては、過年度分のものについても、確定申告の時期に過年度分まで含めてやるケースが結構多いものですから、粗方は、個人については、更正は終わっているかなというふうには考えます。ただ、いろいろな方々いらっしゃいますから。今の時期でもかなりの申告をなされる方もいらっしゃいます。そういったものが上がってきた場合には当然還付になります。予測はなかなか難しいものですが、個人については、さほど100万円、200万円とかそのへん何人か、何十人かいらっしゃって、そのぐらいの金額になるかなというふうに思います。以上です。

【発言する者有り】

石引委員長
渡邊税務課長。

渡邊税務課長

はい。法人市民税関係が平成29年度の実績がかなり好調だったということで、前年度と比較してちょっと数字は持っておりませんが、かなりの法人市民税が上がったという状況でございます。それに応じて、中間申告及び予定申告としまして、平成29年度で半期を過ぎた、事業年度の半期を過ぎた時点でそういった納税がなされました。それで、今年度に入りまして、法人税の確定申告がなされまして、その納めた額よりも確定で出た税額が下回ったということで、還付というようなことで。それがさっき中村納税課長がいましたけど、大企業等だとかかなりの金額を中間等でも納めていただいておりますので、それが業績不振とは私は思っておりませんが、設備投資なり何なり、あるいは、昨年度よりは少し落ちたというようなことでの還付が発生したものと捉えているところです。

石引委員長
伊藤委員。

伊藤委員

法人で何社ぐらいあれなんです、該当。

何社ぐらいの法人数があって、一番大きいところでどれくらい還付額があったんですか。

石引委員長
渡邊税務課長。

渡邊税務課長

はい。小さい会社っていうか小さい税額のところも結構ありますけれども、大きなところを申し上げまして、一つが予定納税で2,200万円ちょっと納めていただいたのが、確定申告で1,500万円ぐらいに落ちて680万円くらい還付があったもの。それから、2,300万円の予定納税が、2,000万円弱に落ちたということで400万円ちょっとの還付。それと、もう一社が320万円ぐらいの予定申告があったものが、確定で5万円ぐらいということで、こちらが300万円先の還付があったと。この他はもっとかなり低いもの、100万円等はいっていないものがほとんどでございます。あとは、過年度の更正なんかも当然ありますので、

それで還付が生じているところがございます。

あとは、今回の補正予算ということですが、今後の見込みがなかなか難しいところではありますけれども、今までの実績に基づいて、算出をさせていただいたというふうな状況だと思います。

石引委員長

中村納税課長。

中村納税課長

はい。件数でございますが、10月末で法人市民税につきましては、52件発生しております。

石引委員長

ほかにありませんか。

【なし】

石引委員長

別にないようですので、採決いたします。

議案第3号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

石引委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

皆さま、お疲れさまでした。